

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規定

(目的)

第1条

この規程は、医療法人 大西クリニック（以下 法人という。）給与規程に定める給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算制度（以下 加算制度という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条

法人の常勤職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める支給対象職員とする。

(支給額)

第3条

加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人（又は理事長）が定める額とする。

(支給)

第4条

毎月の給与と2回／年の賞与にて、改善手当・調整手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条

加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条

この規程は、加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1.この規程は、令和元年10月1日から施行する。